

## 千葉県立保健医療大学における授業の公欠に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本学における公欠の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公欠とは、学生が、本学が認める一定の事由によりやむを得ず授業を欠席した場合、該当授業において欠席の取り扱いをしない措置をいう。

(公欠事由)

第3条 次の各号に掲げる事由によりやむを得ず授業を欠席する場合、公欠とすることができる。

- (1) 忌引きの場合
- (2) 学校保健安全法施行規則(昭和33年6月13日文部省令第18号以下「施行規則」という。)第18条に規定する感染症に罹患した場合
- (3) その他学長が必要と認めた場合

(公欠期間)

第4条 公欠の期間は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1項の場合 別表に掲げる期間
- (2) 前条第2項の場合 施行規則第19条に規定する期間
- (3) 前条第3項の場合 学長が必要と認める期間

(手続き)

第5条 公欠を受けようとする学生は、公欠期間最終日の翌日から起算して1週間以内に公欠届(様式第1号)を学生支援課に提出しなければならない。

2 前項の公欠届には、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の場合 公欠届及び会葬礼状又はこれに準ずる書類
- (2) 第3条第2項の場合 学校感染症による出席停止の取扱いに関する要項第5条に規定する書類
- (3) 第3条第3項の場合 学長が必要と認める書類

3 学生支援課は、公欠届の内容を速やかに当該公欠届に係る授業担当教員に報告するものとする。

(学生への配慮義務)

第6条 公欠届の報告を受けた担当教員は、当該授業について欠席の取扱いをしないものとともに、レポート作成その他の方策により可能な限り学習の補充支援を行い、当該学生が履

修課程上不利とならないよう配慮するものとする。

(公欠期間中の定期試験の取扱い)

第7条 公欠期間中の定期試験に関する追試験等の取扱いについては、千葉県立保健医療大学履修規程第8条から第10条までの規定を準用する。

付 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日より適用する。
- 2 千葉県立保健医療大学における授業の公欠に関する取扱いについて（令和5年3月6日第14回教授会申合せ）は廃止する。

(別表)

忌引き 下記の期間内において必要な日数(期間には、休日が含まれる)

死亡した者の学生との関係	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日
孫	1日
兄弟姉妹	3日
曾祖父母	1日
おじ又はおば	1日
父母の配偶者又は配偶者の父母	7日
子の配偶者又は配偶者の子	3日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日
おじ又はおばの配偶者	1日

(様式第1号)

公 欠 届

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学科・専攻名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、下記の理由により授業を欠席(します・しました)ので届け出ます。

記

1. 授業科目名

別紙のとおり

2. 年月日・時限

別紙のとおり

3. 理 由

上記の者は、申請通り公欠を認めます。

千葉県立保健医療大学

学長 龍 野 一 郎

(公欠届別紙)

( 枚中の 枚)

学科・専攻	学科 (療法学専攻)
学籍番号	
氏 名	

科目名	科目責任者	年月日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限
		令和 年 月 日	時限